

令和8年7月定例教育委員会次第

日時：令和8年7月29日（水）

午前9時30分～

場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告

（前回会議録の承認）

3. 付議事件の審議

第23号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について 学校教育課

第24号議案 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について 歴史まちづくり課

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|---------------------------------|-------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) 8月・9月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) 令和8年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | 学校教育課 | No.3 |
| (4) 県民の日学校ホリデーの日の市立図書館臨時開館について | 文化推進課 | （なし） |
| (5) いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.4 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第23号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年7月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員（案）

任期：委嘱日～令和9年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	団体関係者	江 藤 晋 一	犬山市小中学校PTA連合会副会長 (栗栖小学校PTA会長)	新規
2	団体関係者	堀 田 英 男	名古屋法務局 一宮支局長	継続
3	団体関係者	古 野 敬 介	犬山警察署 生活安全課長	継続
4	学校関係者	高 木 潔	犬山市小中学校長会 会長	新規
5	学校関係者	小 竹 摩 記	犬山市小中学校長会 中学校代表	新規
6	学校関係者	酒 井 大 樹	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	新規
7	学識経験者	黒 川 雅 幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	継続
8	学識経験者	櫻 井 智	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	新規
9	学識経験者	丹 羽 恵里子	愛知県弁護士会 弁護士	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。
- 委員は15人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、部会を設置することができる。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 協議会について

- 協議会の定例会は年に2回開催する。必要がある場合は、会長が招集し、臨時会を開催する。

犬山市教育委員会第24号議案

犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年7月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市伝統的建造物保存委員会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員

任期：令和8年8月1日～令和10年7月31日

No.	職 名	氏 名	委員区分	所属等	備考
1	委 員	岩田 敏也	学識経験者	東海工業専門学校 講師	継続
2	委 員	清水 隆宏	学識経験者	愛知工業大学 准教授	継続
3	委 員	溝口 正人	学識経験者	愛知淑徳大学 教授	継続
4	委 員	梅田 佳和	関係住民団体を 代表するもの	犬山市建築設計事務所協会	継続
5	委 員	竹田 晴香	関係行政団体の 職員	愛知県民文化局文化部文化芸術課 文化財室主事	継続

(1)設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市伝統的建造物保存委員会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議する。
- ・犬山市伝統的建造物保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年。
- ・委員会に、会長、会長代理を置く。

(2)委員会の開催について

- ・年2回程度開催。